

低圧電気需給約款 新旧対照表

改定前	改定後
<p data-bbox="277 288 954 347">低 圧 電 気 需 給 約 款</p> <p data-bbox="383 655 848 707">2021年2月1日実施</p> <p data-bbox="405 1289 826 1332">越後天然ガス株式会社</p>	<p data-bbox="1285 288 1962 347">低 圧 電 気 需 給 約 款</p> <p data-bbox="1391 655 1856 707">2023年 7月 1日実施</p> <p data-bbox="1413 1289 1834 1332">越後天然ガス株式会社</p>

低圧電気需給約款 新旧対照表

改定前	改定後
<p>3. 定義</p> <p>(1)~(14)省略</p> <p>(15)再生可能エネルギー発電促進賦課金</p> <p>電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第36条第1項に定める賦課金をいいます。</p> <p>(16)~(17)省略</p> <p>(18)平均燃料価格算定期間</p> <p>貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格を算定する場合の期間とし、毎年 1月 1日から 3月31日までの期間、 2月 1日から 4月30日までの期間、 3月 1日から 5月31日までの期間、 4月 1日から 6月30日までの期間、 5月 1日から 7月31日までの期間、 6月 1日から 8</p>	<p>3. 定義</p> <p>(1)~(14)省略</p> <p>(15)再生可能エネルギー発電促進賦課金</p> <p>電気事業者による再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第36条第1項に定める賦課金をいいます。</p> <p>(16)~(17)省略</p> <p>(18)平均燃料価格算定期間および離島平均燃料価格算定期間</p> <p>貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格および離島平均燃料価格を算定する場合の期間とし、毎年 1月 1日から 3月31日までの期間、 2月 1日から 4月30日までの期間、 3月 1日から 5月31日までの期間、 4月 1日から 6月30日までの期間、 5月 1日から 7月31日ま</p>

低圧電気需給約款 新旧対照表

改定前	改定後
<p>月31日までの期間、7月1日から9月30日までの期間、8月1日から10月31日までの期間、9月1日から11月30日までの期間、10月1日から12月31日までの期間、11月1日から翌年の1月31日までの期間または12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間といたします。）をいいます。</p> <p>IV 電気料金の算定および支払い</p> <p>15.電気料金</p> <p>電気料金は、基本料金、電力量料金、別表1.再生可能エネルギー発電促進賦課金(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金、別表2.燃料費調整(1)によって算定された燃料費調整額および別表3.ご使用量お知</p>	<p>での期間、6月1日から8月31日までの期間、7月1日から9月30日までの期間、8月1日から10月31日までの期間、9月1日から11月30日までの期間、10月1日から12月31日までの期間、11月1日から翌年の1月31日までの期間または12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間といたします。）をいいます。</p> <p>IV 電気料金の算定および支払い</p> <p>15.電気料金</p> <p>電気料金は、基本料金、電力量料金、別表1.再生可能エネルギー発電促進賦課金(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金、別表2.燃料費調整(1)によって算定された燃料費調整額、別表3.離島ユニバーサル</p>

低圧電気需給約款 新旧対照表

改定前	改定後
<p>らせ発行手数料の合計といたします。</p> <p>19 電気料金の算定</p> <p>(1)電気料金は、次の場合を除き、料金の算定期間を「1月」として算定いたします。</p> <p>イ 省略</p> <p>ロ 18 (電気料金の算定期間) の場合で、計量期間の日数が、24日以下または36日以上となるとき。</p> <p>(2)~(3)省略</p>	<p style="color: red;">サービス調整によって算出された離島ユニバーサルサービス調整額および</p> <p>別表4.ご使用量お知らせ発行手数料の合計といたします。</p> <p>19 電気料金の算定</p> <p>(1)電気料金は、次の場合を除き、料金の算定期間を「1月」として算定いたします。</p> <p>イ 省略</p> <p>ロ 18 17 (電気料金の算定期間) の場合で、計量期間の日数が、24日以下または36日以上となるとき。</p> <p>(2)~(3)省略</p>

低圧電気需給約款 新旧対照表

改定前	改定後
<p data-bbox="125 277 226 312">附 則</p> <p data-bbox="125 376 495 411">1 この需給約款の実施期日</p> <p data-bbox="174 475 864 510">この需給約款は、2021年2月1日から実施いたします。</p> <p data-bbox="125 1339 203 1374">別 表</p>	<p data-bbox="1133 277 1234 312">附 則</p> <p data-bbox="1133 376 1503 411">1 この需給約款の実施期日</p> <p data-bbox="1189 475 1879 510">この需給約款は、2023年7月1日から実施いたします。</p> <p data-bbox="1133 1339 1211 1374">別 表</p>

低圧電気需給約款 新旧対照表

改定前	改定後
<p>1 再生可能エネルギー発電促進賦課金</p> <p>(1)再生可能エネルギー発電促進賦課金単価</p> <p>再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第32条第2項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）により定めます。なお、当社は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価をあらかじめお知らせいたします。</p> <p>(2)-(3)省略</p> <p>2 燃料費調整</p> <p>(1)燃料費調整額の算定</p>	<p>1 再生可能エネルギー発電促進賦課金</p> <p>(1)再生可能エネルギー発電促進賦課金単価</p> <p>再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第32条第2項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）により定めます。なお、当社は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価をあらかじめお知らせいたします。</p> <p>(2)-(3)省略</p> <p>2 燃料費調整</p> <p>(1)燃料費調整額の算定</p>

低圧電気需給約款 新旧対照表

改定前	改定後
<p data-bbox="159 277 394 309">イ 平均燃料価格</p> <p data-bbox="125 373 1093 695">原油換算値 1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。</p> $平均燃料価格 = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$ <p data-bbox="125 858 1093 986">A = 各平均燃料価格算定期間における 1キロリットル当たりの平均原油価格</p> <p data-bbox="125 1050 1093 1177">B = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格</p> <p data-bbox="125 1241 994 1273">C = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格</p> <p data-bbox="125 1337 282 1369">$\alpha = 0.1152$</p>	<p data-bbox="1167 277 1402 309">イ 平均燃料価格</p> <p data-bbox="1133 373 2101 695">原油換算値 1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。</p> $平均燃料価格 = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$ <p data-bbox="1133 858 2101 986">A = 各平均燃料価格算定期間における 1キロリットル当たりの平均原油価格</p> <p data-bbox="1133 1050 2101 1177">B = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格</p> <p data-bbox="1133 1241 2002 1273">C = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格</p> <p data-bbox="1133 1337 1290 1369">$\alpha = 0.0259$</p>

低圧電気需給約款 新旧対照表

改定前	改定後
<p>$\beta = 0.2714$</p> <p>$\gamma = 0.7386$</p> <p>なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。</p> <p>ロ 燃料費調整単価</p> <p>燃料費調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。</p> <p>(イ)1キロリットル当たりの平均燃料価格が31,400円を下回る場合</p>	<p>$\beta = 0.2563$</p> <p>$\gamma = 0.8915$</p> <p>なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。</p> <p>ロ 燃料費調整単価</p> <p>燃料費調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。</p> <p>(イ)1キロリットル当たりの平均燃料価格が 83,500円を下回る場合</p>

低圧電気需給約款 新旧対照表

改定前	改定後
<p style="text-align: center;">燃料費調整単価 = $(31,400\text{円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{(2)\text{の基準単価}}{1,000}$</p> <p>(ロ)1キロリットル当たりの平均燃料価格が31,400円を上回り、かつ、 47,100円以下の場合</p> <p style="text-align: center;">燃料費調整単価 = $(\text{平均燃料価格} - 31,400\text{円}) \times \frac{(2)\text{の基準単価}}{1,000}$</p> <p>(ハ)1キロリットル当たりの平均燃料価格が47,100円を上回る場合、平均燃料価格は、47,100円といたします。</p> <p style="text-align: center;">燃料費調整単価 = $(47,100\text{円} - 31,400\text{円}) \times \frac{(2)\text{の基準単価}}{1,000}$</p> <p>ハ、ニ省略</p> <p>(2)基準単価</p> <p>基準単価は、平均燃料価格が 1,000円変動した場合の値とし、次のとおり</p>	<p style="text-align: center;">燃料費調整単価 = $(83,500\text{円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{(2)\text{の基準単価}}{1,000}$</p> <p>(ロ)1キロリットル当たりの平均燃料価格が83,500円を上回り、かつ、 125,300円以下の場合</p> <p style="text-align: center;">燃料費調整単価 = $(\text{平均燃料価格} - 83,500\text{円}) \times \frac{(2)\text{の基準単価}}{1,000}$</p> <p>(ハ)1キロリットル当たりの平均燃料価格が125,300円を上回る場合、平均燃料価格は、125,300円といたします。</p> <p style="text-align: center;">燃料費調整単価 = $(125,300\text{円} - 83,500\text{円}) \times \frac{(2)\text{の基準単価}}{1,000}$</p> <p>ハ、ニ省略</p> <p>(2)基準単価</p> <p>基準単価は、平均燃料価格が 1,000円変動した場合の値とし、次のとおり</p>

低圧電気需給約款 新旧対照表

改定前	改定後				
<p>といたします。</p> <table border="1" style="width: 100%; margin: 10px 0;"> <tr> <td style="width: 70%;">1キロワット時につき</td> <td style="text-align: center; color: red;">22銭1厘</td> </tr> </table> <p>(3)燃料費調整単価等の掲載</p> <p>当社は、(1)イの各平均燃料価格計算期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格および(1)ロによって計算された燃料費調整単価を当社のホームページに掲載します。</p>	1キロワット時につき	22銭1厘	<p>といたします。</p> <table border="1" style="width: 100%; margin: 10px 0;"> <tr> <td style="width: 70%;">1キロワット時につき</td> <td style="text-align: center; color: red;">19銭7厘</td> </tr> </table> <p>(3)燃料費調整単価等の掲載</p> <p>当社は、(1)イの各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格および(1)ロによって算定された燃料費調整単価を当社のホームページに掲載します。</p> <p style="color: red;">3 離島ユニバーサルサービス調整</p> <p style="color: red;">(1)離島ユニバーサルサービス調整額の算定</p> <p style="color: red;">イ 離島平均燃料価格</p>	1キロワット時につき	19銭7厘
1キロワット時につき	22銭1厘				
1キロワット時につき	19銭7厘				

低圧電気需給約款 新旧対照表

改定前	改定後
	<p>原油換算値 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。</p> <p>なお、離島平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。</p> <p>離島平均燃料価格 = $A \times \alpha$</p> <p>A = 各離島平均燃料価格算定期間における 1キロリットル当たりの平均原油価格</p> <p>$\alpha = 1.0000$</p> <p>なお、各離島平均燃料価格算定期間における 1キロリットル当たりの平均原油価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1位で四捨五入いたします。</p>

低圧電気需給約款 新旧対照表

改定前	改定後
	<p style="color: red;">ロ 離島ユニバーサルサービス調整単価</p> <p style="color: red;">離島ユニバーサルサービス調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。</p> <p style="color: red;">なお、離島ユニバーサルサービス調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。</p> <p style="color: red;">(イ)-1キロリットル当たりの離島平均燃料価格が79,300円を下回る場合</p> <p style="color: red;">離島ユニバーサルサービス調整単価＝</p> $(79,300円 - \text{離島平均燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の離島基準単価}}{1,000}$ <p style="color: red;">(ロ) 1キロリットル当たりの離島平均燃料価格が79,300円を上回り、かつ、119,000円以下の場合</p>

低圧電気需給約款 新旧対照表

改定前	改定後
	<p style="color: red;">離島ユニバーサルサービス調整単価＝</p> $\left(\text{離島平均燃料価格} - 79,300 \right) \times \frac{\text{(2)の離島基準単価}}{1,000}$ <p style="color: red;">(ハ) 1キロリットル当たりの離島平均燃料価格が119,000円を上回る場合、 離島平均燃料価格は、119,000円といたします。</p> $\left(119,000\text{円} - \text{離島平均燃料価格} \right) \times \frac{\text{(2)の離島基準単価}}{1,000}$ <p style="color: red;">ハ 離島ユニバーサルサービス調整単価の適用</p> <p style="color: red;">各離島平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価は、その離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。</p>

低圧電気需給約款 新旧対照表

改定前	改定後										
	<p>(イ) 各離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間は、(ロ)の場合を除き、次のとおりといたします。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">離島平均燃料価格算定期間</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">離島ユニバーサル調整単価適用期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">毎年 1月 1日から 3月31日までの期間</td> <td style="text-align: center;">その年の 5月の計量日から 6月の計量日の前日までの期間</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">毎年 2月 1日から 4月30日までの期間</td> <td style="text-align: center;">その年の 6月の計量日から 7月の計量日の前日までの期間</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">毎年 3月 1日から 5月31日までの期間</td> <td style="text-align: center;">その年の 7月の計量日から 8月の計量日の前日までの期間</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">毎年 4月 1日から 6月30日までの期間</td> <td style="text-align: center;">その年の 8月の計量日から 9月の計量日の前日までの期間</td> </tr> </tbody> </table>	離島平均燃料価格算定期間	離島ユニバーサル調整単価適用期間	毎年 1月 1日から 3月31日までの期間	その年の 5月の計量日から 6月の計量日の前日までの期間	毎年 2月 1日から 4月30日までの期間	その年の 6月の計量日から 7月の計量日の前日までの期間	毎年 3月 1日から 5月31日までの期間	その年の 7月の計量日から 8月の計量日の前日までの期間	毎年 4月 1日から 6月30日までの期間	その年の 8月の計量日から 9月の計量日の前日までの期間
離島平均燃料価格算定期間	離島ユニバーサル調整単価適用期間										
毎年 1月 1日から 3月31日までの期間	その年の 5月の計量日から 6月の計量日の前日までの期間										
毎年 2月 1日から 4月30日までの期間	その年の 6月の計量日から 7月の計量日の前日までの期間										
毎年 3月 1日から 5月31日までの期間	その年の 7月の計量日から 8月の計量日の前日までの期間										
毎年 4月 1日から 6月30日までの期間	その年の 8月の計量日から 9月の計量日の前日までの期間										

低圧電気需給約款 新旧対照表

改定前	改定後	
	毎年 5月 1日から 7月31 日まで の期間	その年の 9月の計量日から 10月の計量日の 前日までの期間
	毎年 6月 1日から 8月31 日までの期間	その年の10月の計量日から11月の計量日の 前日までの期間
	毎年 7月 1日から 9月30 日までの期間	その年の11月の計量日から12月の計量日の 前日までの期間
	毎年 8月 1日から10月31 日までの期間	その年の12月の計量日から翌年の1月の計量 日の前日までの期間
	毎年 9月 1日から11月30 日までの期間	翌年の 1月の計量日から 2月の計量日の前 日までの期間
	毎年10月 1日から12月31 日までの期間	翌年の 2月の計量日から 3月の計量日の前 日までの期間

低圧電気需給約款 新旧対照表

改定前	改定後	
	毎年11月 1日から翌年の 1月31日までの期間	翌年の 3月の計量日から 4月の計量日の前 日までの期間
	毎年12月 1日から翌年の 2月28日までの期間 (翌年が閏年となる場合 は、翌年の 2月29日まで の期間)	翌年の 4月の計量日から 5月の計量日の前 日までの期間
	<p style="text-align: center;">ニ 離島ユニバーサルサービス調整額</p> <p style="text-align: center;">離島ユニバーサルサービス調整額は、その1月の使用電力量にロによって 算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を適用して算定いたしま す。</p>	

低圧電気需給約款 新旧対照表

改定前	改定後		
<p>3 ご使用量お知らせ発行手数料</p> <p style="text-align: center;">1月あたり165円（税込）</p>	<p>(2)離島基準単価</p> <p>離島基準単価は、離島平均燃料価格が 1,000円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。</p> <table border="1" style="margin: 10px auto; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">1キロワット時につき</td> <td style="padding: 5px; text-align: center;">1厘</td> </tr> </table> <p>(3)離島ユニバーサルサービス調整単価等の掲載</p> <p>当社は、(1)イの各離島平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格および(1)ロによって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を当社のホームページに掲載します。</p> <p>4 ご使用量お知らせ発行手数料</p> <p style="text-align: center;">1月あたり165円（税込）</p>	1キロワット時につき	1厘
1キロワット時につき	1厘		